14章　IT・システム開発・クラウド　　第Ⅳ部　類型

# 履行遅滞と納期：その日付は法的な期限か、ビジネス上の目標か

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

## 一　この条項は何をしているのか

納期の条項は、ベンダがいつまでにシステムを完成させて引き渡すかを決めるものです。納期を過ぎれば、ベンダは遅滞の責任を負い（民法412条1項）、ユーザは損害賠償や契約の解除を検討することになります（注1）。

納期を過ぎたことを理由にベンダが履行遅滞にあるといえるには、①特定の納期が合意されていて、②ベンダがその納期を過ぎたことが必要です（注1）。開発の途中で作業が予定より大きく遅れていても、契約上の納期が来ていなければ、まだ履行遅滞ではありません（注1）。

### 1　納期は誰の責任で守られるか

システム開発では、ユーザが情報を出し、仕様を決め、テストに人を出さなければ作業が進みません。履行遅滞の原因がベンダの作業の遅れだけにあるとか、ユーザだけにあるとか言い切れる場面は多くありません（注2）。

遅れがどちらの責任かで、結論が変わります。ベンダは、遅れについて自分に責任がないことを示せば損害賠償を免れ（民法415条1項ただし書）、遅れがユーザの責任によるものであることを示せば解除を免れます（民法543条）（注3）。どちらの責任かは、ベンダのプロジェクトマネジメント義務とユーザの協力義務に照らして判断されます（注2）。二つの義務の中身は、別稿「プロジェクトマネジメント義務とユーザの協力義務」が扱います。

## 二　よくある条項例

> 第〇条（納期）
> 本件ソフトウェアの納期は、別途甲乙協議のうえ定める。

> 第〇条（納期）
> 乙は、別紙の開発スケジュールに従い、本件ソフトウェアを甲に納入する。

一つ目は「別途協議」とだけ書く形、二つ目は日付を工程表に任せる形です。「別途協議」のような書き方は、契約を結んだ時点では納期の目処が立たない、相手との関係に配慮して柔軟にしたい、という事情から生まれます（注4）。仕様が開発の途中で固まっていくシステム開発では、ベンダは確定的な納期を約束することに慎重になり、ユーザは事業計画のために早く確定させたいので、利害がぶつかります（注5）。

## 三　問題点

### 1　日付があっても納期とは限らない

契約書に納期がはっきり書いてあれば、流動的なものであることをうかがわせる記載がない限り、基本的にはそのとおりに納期が認定されることが多いです（注6）。争いになるのは、契約書に納期がないか、あいまいな場合です（注7）。

納期の合意があるといえるには、ビジネス上の目標や作業の目安という意味を超えて、法的な意味での履行期の合意と認められなければなりません（注5）。東京高判令和3年4月21日は、当事者双方が特定の時期の稼働開始を目標に真剣に努力していたことは推認できるとしながら、「ビジネス上の目標がそのまま契約上の債務として合意されるとは限らない」と述べ、各個別契約の契約書に完成と稼働の期限が債務として書かれていないことなどから、稼働開始の期限は合意されていなかったと判断しました（注8）。個別契約に書かれた成果物の納入予定日についても、遅れると債務不履行の責任を負う履行期限ではなかったと認定しています（注8）。

工程表の日付も、それだけでは納期と認められにくいです。工程表は本来、スケジュールの管理のために作業予定を書くものだからです（注9）。見積書に納期を「別途相談」と書いていた、工程表はユーザに求められて最短の見込みを書いたものだった、といった事情があれば、なおさらです（注9）。逆に、ベンダが契約の前に工程表で特定の時期までに終わると説明し、両者がそれを前提に契約したと認められる事情があれば、その日付が納期と認定されることがあります（注10）。

契約書にも工程表にもなくても、開発中のメールや文書のやりとりから納期の合意が認定されることもあります。ユーザが納品日を指定し、ベンダもそれに沿ったス

ケジュールを出していた、その日付が他のシステムへの移管期限を考慮して決められていた、といった事情があれば、単なる希望日とはいえないと判断されることがあります（注10）。

### 2　ユーザ側の遅延が原因の場合

ユーザが仕様変更を求めたことでスケジュールが遅れた場合でも、ユーザに責任があると単純にはいえません。仕様変更に応じると完成が大幅に遅れることが見込まれるなら、ベンダは専門家としてそれを予見し、ユーザに説明する義務を負うからです（注11）。ベンダはその説明を尽くしたかを問われ、ユーザは大量の追加要望を出すなどして作業を妨げていないかを問われます（注11）。

札幌高判平成29年8月31日は、開発が遅れたのはユーザが協力義務に違反したためだとし、ベンダは、追加開発の要望に応じれば納期を守れないことを明らかにしたうえで、以後は追加要望を出さないという合意を取り付けるなどの対応をしていたと認め、それを超えて、不当な追加要望を「毅然と拒否したりする義務」まではないとして、履行遅滞についてベンダの帰責性を否定しました（注12）。東京高判令和3年4月21日も、ユーザの履行不能の主張を退ける中で、システムが改善を要する点を多数抱えていた原因は双方にあるとしつつ、基本設計に入ったあとも変更要求を繰り返して工数の著しい増大と作業の手戻りを招いたユーザ側に、より大きな原因があると判断しています（注13）。

### 3　仕様変更による納期変更の手続がない

開発の途中で当初の納期に間に合わないと分かっても、納期をはっきり変更しないまま作業を続けることがよくあります（注14）。あとで争いになると、ユーザの言動から納期の延長が合意されたかどうかが問題になります。

結論は具体的な事情次第です。開発が遅れていても、ユーザはすぐには解除せず、暫定的に協力して開発を進めざるをえないことが多いので、ユーザが納期の直前に変更や追加を求めたり、遅れたスケジュールを前提に自分の作業を進めたりしていても、それだけで延長を承諾したとはいえません（注15）。他方、ベンダが延期したスケジュールを送り、ユーザが異議を述べなかった場合や、延期後の期日を厳守するよう求めて返信した場合には、黙示の合意で納期が延びた、あるいは期限を猶予したと評価されることがあります（注16）。

ユーザが関係を悪くしたくないと考えて異議を書面で述べず、「今回は必ず期限を守るように」とだけ伝えると、納期の延長を認めたと評価される可能性があります（注17）。

### 4　遅延損害金の起算日

遅延損害金は、納期が来た時から遅滞の責任が生じることを前提にします（民法412条1項）。納期が合意されていなければ、ユーザが履行を請求した時から遅滞になるにとどまり（民法412条3項）、起算日は契約からは定まらず、請求の時期次第になります。納期が黙示に延びていたと認定されれば、起算日もそこまで後ろにずれます。

遅延損害金の利率や上限の定め方は、別稿「遅延損害金条項の設計：利率の水準・起算日・上限」が扱います。システム開発では、利率より前に、いつを起算日とする納期が合意されているかを固めることが先です。

## 四　改善例：納期変更の手続を書く

納期は、特定の年月日で合意して契約書に書きます。その際、単なる目標や目安と誤解されるような書き方を入れないようにします（注18）。多段階契約では、納期も個別契約ごとに判断されるので、個別契約ごとに書き、一つの個別契約に複数の工程が入っているなら、どの工程の作業の納期かが分かるように書きます（注18）。

> 第〇条（作業期間又は納期）
> 1　本件業務の最終納期は、〇年〇月〇日とする。
> 2　各個別業務の作業期間又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。
> 3　本件業務の最終納期が第1項の期日を徒過する可能性が生じた場合、乙は、速やかに、甲に対して合理的な根拠を提示して、納期の変更につき協議するものとする。（注19）

> 第〇条（本契約及び個別契約内容の変更）
> 本契約及び個別契約の内容の変更は、別途、当事者双方が署名又は記名捺印した書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。（注20）

1項の最終納期は、個別契約で納期が書かれなかったり、変更されたかに疑いが生じたりしても、最終成果物の納期を明確にしておくためのものです（注19）。ユーザには望ましい一方、ベンダには厳しい義務になります（注19）。3項は、遅れそうになったらベンダが早く知らせて協議する手続で、納期の変更そのものは、変更契約の条項によります（注19）。変更契約の条項は、当事者が意図していない納期の変更の合意が認められたり、逆に認められなかったりすることを防ぎます（注20）。

書面を要求する条項を置いても、現場が口頭で納期を延ばして作業を続ければ、裁判所はその実態を見ます。書面の要求と運用のずれは、別稿「変更手続を条項で縛る：書面・署名者・運用とのずれ」が扱います。

## 五　書き分けの分岐

| 論点 | ユーザとして | ベンダとして |
|---|---|---|
| 納期の書き方 | 個別契約ごとに年月日で書く。「目標」「予定」の語を避ける。最終納期を基本契約に置く | 前の工程の成果やユーザの作業が前提であることを書く。最終納期を基本契約に置くなら、その意味を限定する |
| 遅れそうなとき | ベンダに通知と根拠の提示を義務づける | 通知と協議の手続を置き、ユーザの作業の遅れは納期を延ばす事由にする |
| 納期の変更 | 変更は書面による。延長を認めないなら、その旨を書面で伝える | 延長の申入れとユーザの回答を書面で残す |
| 遅延損害金 | 起算日を納期に結びつける | 起算日の前提となる納期の変更が記録に残るようにする |

（根拠は（注21））

納期が遅れる原因でいちばん多いのは、開発の途中の仕様変更です。仕様変更の手続は、別稿「仕様変更・機能追加の手続：条項だけでなく、現場で使える様式まで用意する」が、納期を過ぎたあとの解除は、別稿「契約解除：システム開発の場合」が扱います。

### 参考文献等

（注1）吉羽真一郎編集代表『条項解説　事例から学ぶシステム開発契約書作成の実務』（日本加除出版、2023）104頁
（注2）前掲注1・111頁
（注3）前掲注1・104〜105頁・110頁
（注4）前掲注1・114頁
（注5）前掲注1・105〜106頁
（注6）前掲注1・106頁
（注7）前掲注1・107頁・114頁
（注8）東京高判令和3年4月21日判タ1491号20頁（平成31年（ネ）第1616号）
（注9）前掲注1・107〜108頁
（注10）前掲注1・108〜109頁
（注11）前掲注1・111頁
（注12）札幌高判平成29年8月31日判時2362号24頁（平成28年（ネ）第189号）
（注13）前掲注8
（注14）前掲注1・109頁
（注15）前掲注1・109頁
（注16）前掲注1・110頁
（注17）前掲注1・113頁
（注18）前掲注1・114頁
（注19）前掲注1・116頁
（注20）前掲注1・117頁
（注21）前掲注1・105〜117頁

**ウェブ版**　https://prospire-law.com/contract-knowledge/system-kaihatsu-rikou-chitai-nouki/

**引用表記例**　プロスパイア法律事務所「履行遅滞と納期：その日付は法的な期限か、ビジネス上の目標か」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。